

資 料

(消費課税)

平成 22 年度税制改正大綱～納税者主権の確立に向けて～（抄）

〔平成 21 年 12 月 22 日
閣 議 決 定〕

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

6. 消費税

消費税については、三党連立政権合意において、「現行の消費税 5 % は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」との方針を示しています。

消費税は景気に比較的左右されない税目であり、我が国の基幹税目となっています。一方、消費税には所得が低いほど負担感が強い、いわゆる逆進性が指摘されるところです。逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、「給付付き税額控除」の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。

消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討していきます。

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）一抄一

附 則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 省 略

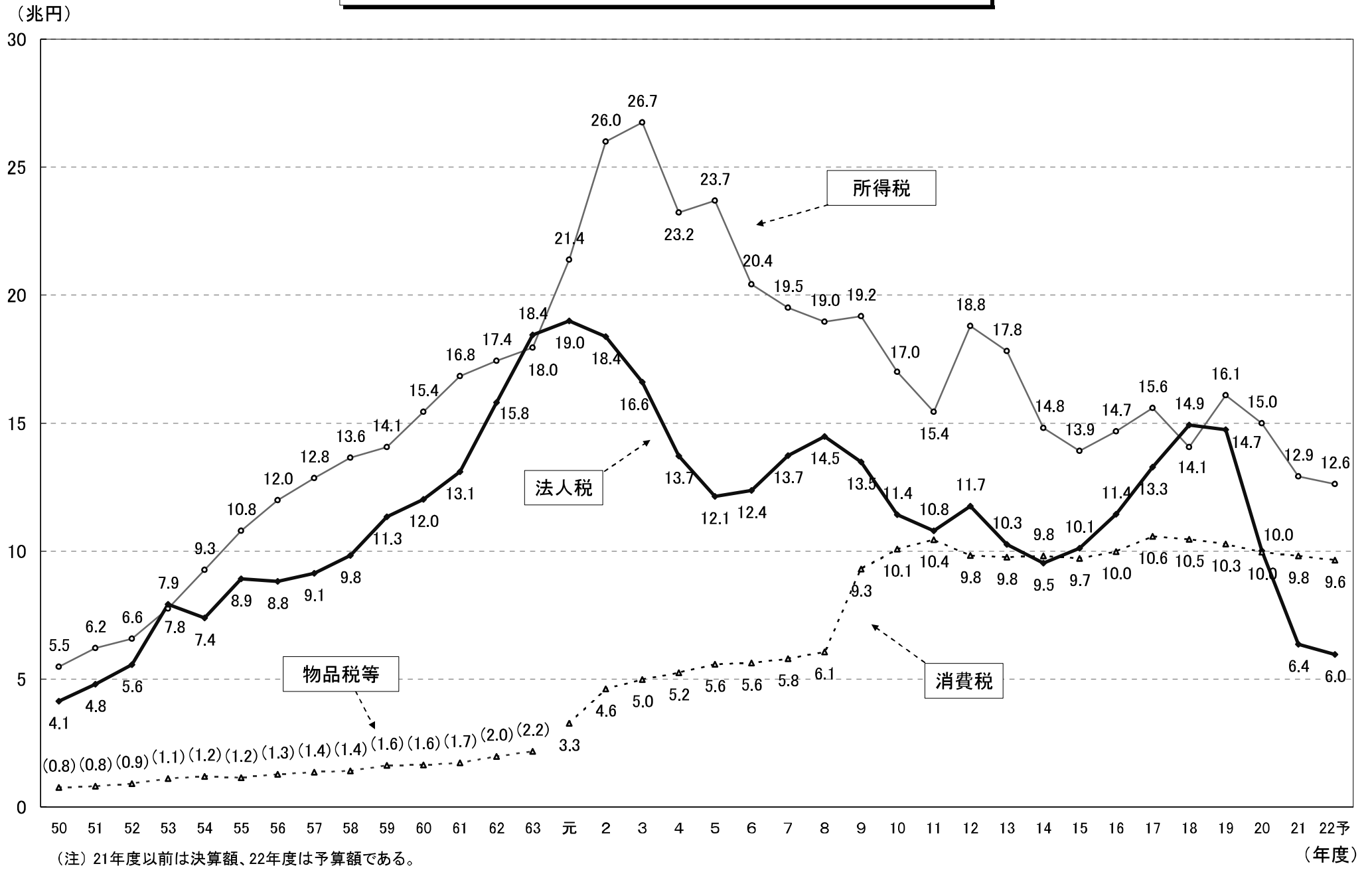
3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一・二 省 略

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四～八 省 略

主要税目の税収（一般会計分）の推移



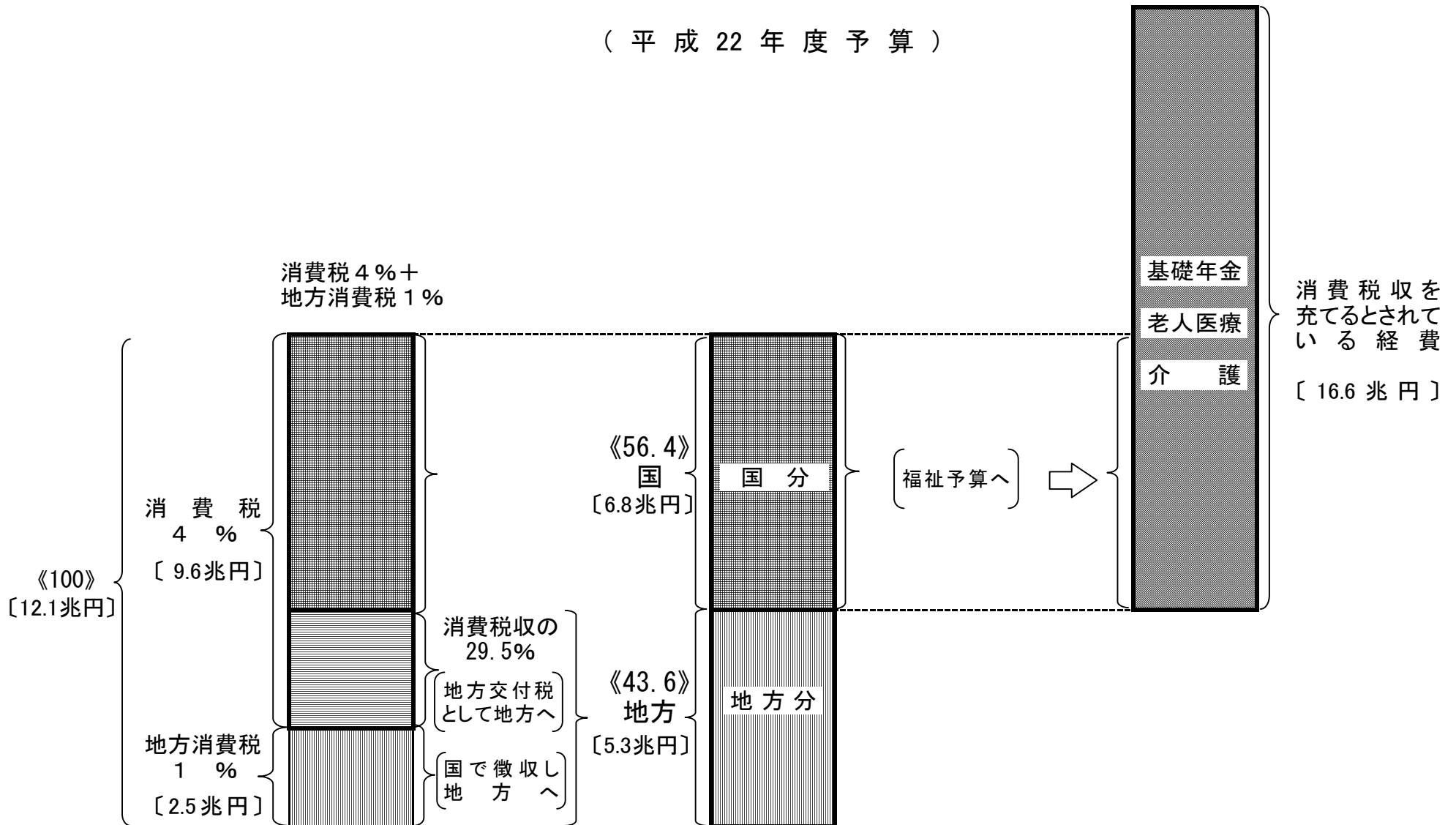
消費税制度改正の歩み

| | 【創設時】 | 【平成3年改正】 | 【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行 | 【平成15年度改正】 (注)平成16年4月施行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--------------|--|--|---|---------------|-----|--------|-----|--|------------|--|---------------|-----|--------|-----|---|------------|--|---------------|-----|------------------|-----|----------|------|
| ①税率： | 3% | | 4% 地方消費税創設（1%） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②仕入税額控除： | 帳簿方式 | | 請求書等保存方式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③免税点制度： | 適用上限 3000 万円 | | 資本金 1000 万円以上の新設法人は不適用 ※ 設立当初の2年間に限る。 | 1000 万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④簡易課税制度： | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 適用上限 | 5 億円 | 4 億円 | 2 億円 | 5000 万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ みなし仕入率 | 90%、80%の2区分 | 90%、80%、70%、60%の4区分 | 90%、80%、70%、60%、50%の5区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤限界控除制度： | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用上限 | 6000 万円 | 5000 万円 | 制度の廃止 | (注) 免税点制度と簡易課税制度の適用上限については、法人は17年3月31日決算から、個人は17年分から適用。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥申告納付： | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間納付と確定申告の年 | 2回 | 中間申告納付回数を年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回) | 中間申告の基準年税額の引下げ | 中間申告納付回数を年11回に増加 (確定申告と合わせ年12回) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (中間申告の基準年税額) | 60万円超) | <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>中間申告の基準年税額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60万円超 500万円以下</td> <td>年1回</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>年3回</td> </tr> </table> | 中間申告の基準年税額 | | 60万円超 500万円以下 | 年1回 | 500万円超 | 年3回 | <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>中間申告の基準年税額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>48万円超 400万円以下</td> <td>年1回</td> </tr> <tr> <td>400万円超</td> <td>年3回</td> </tr> </table> | 中間申告の基準年税額 | | 48万円超 400万円以下 | 年1回 | 400万円超 | 年3回 | <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>中間申告の基準年税額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>48万円超 400万円以下</td> <td>年1回</td> </tr> <tr> <td>400万円超 4,800万円以下</td> <td>年3回</td> </tr> <tr> <td>4,800万円超</td> <td>年11回</td> </tr> </table> | 中間申告の基準年税額 | | 48万円超 400万円以下 | 年1回 | 400万円超 4,800万円以下 | 年3回 | 4,800万円超 | 年11回 |
| 中間申告の基準年税額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 60万円超 500万円以下 | 年1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 500万円超 | 年3回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間申告の基準年税額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 48万円超 400万円以下 | 年1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 400万円超 | 年3回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間申告の基準年税額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 48万円超 400万円以下 | 年1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 400万円超 4,800万円以下 | 年3回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4,800万円超 | 年11回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦価格表示： | | | | 総額表示を義務付け | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧使途： | | | | 【平成11年度予算～】 福祉目的化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

消費税の使途

○ 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く)の範囲(基礎年金、老人医療、介護)を予算総則に規定(平成11年度予算～)

(平成22年度予算)



社会保障給付費公費負担(平成22年度予算ベース)

(単位:兆円)

| | 公費負担 | | |
|-----|------|-----|------|
| | 国 | 地方 | 計 |
| 年金 | 11.3 | 0.7 | 12.0 |
| 医療 | 9.6 | 3.7 | 13.3 |
| 介護 | 2.2 | 2.1 | 4.3 |
| その他 | 4.8 | 3.0 | 7.8 |
| 計 | 27.8 | 9.5 | 37.4 |

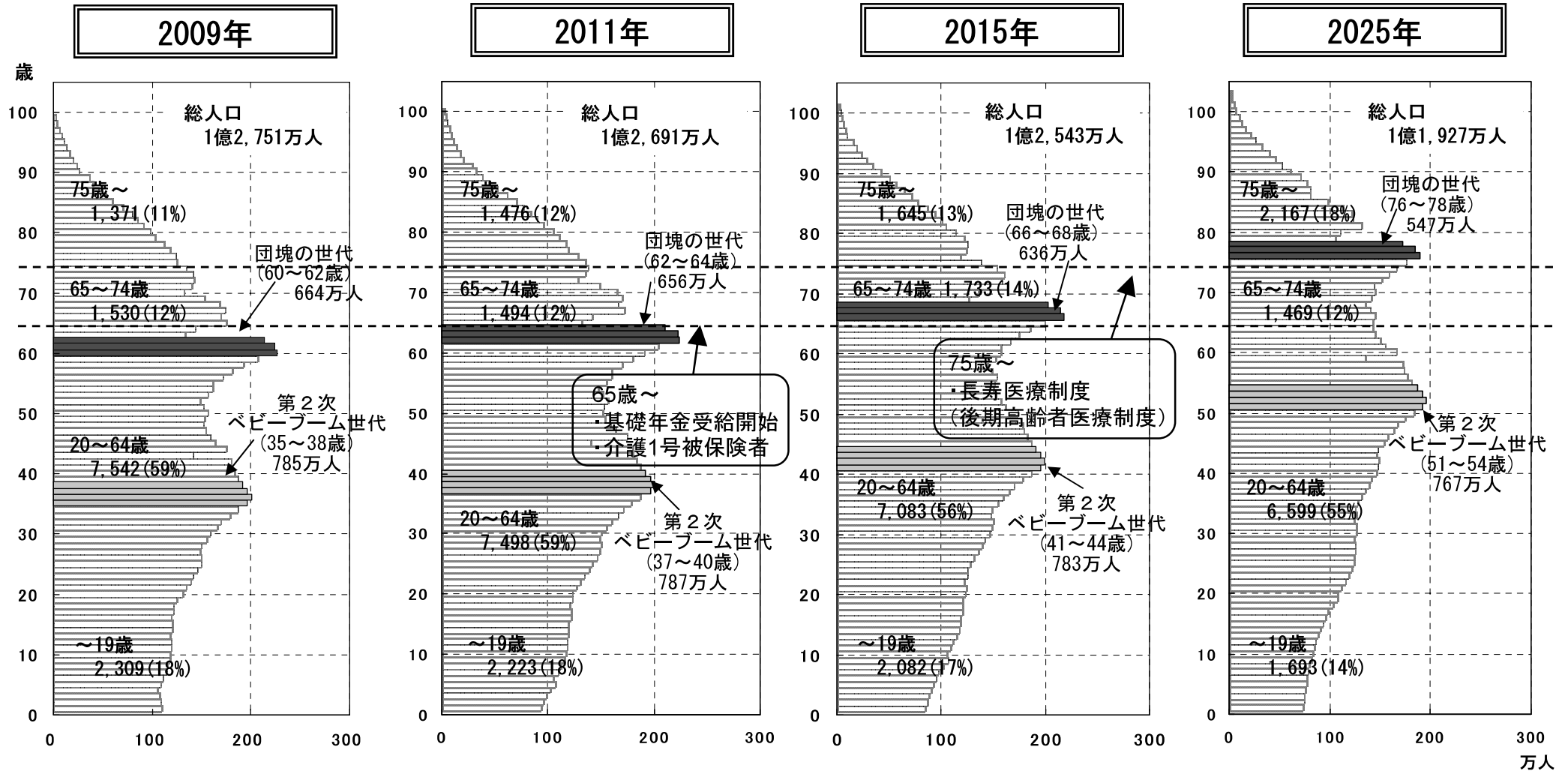
(注1) 「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

(注2) 「医療」には、医療保険、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付等が含まれる。

(注3) 「介護」には、介護保険給付等が含まれる。

(注4) 「その他」には、社会福祉サービスに係る費用(保育所運営費等)、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、子ども手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付等が含まれる。

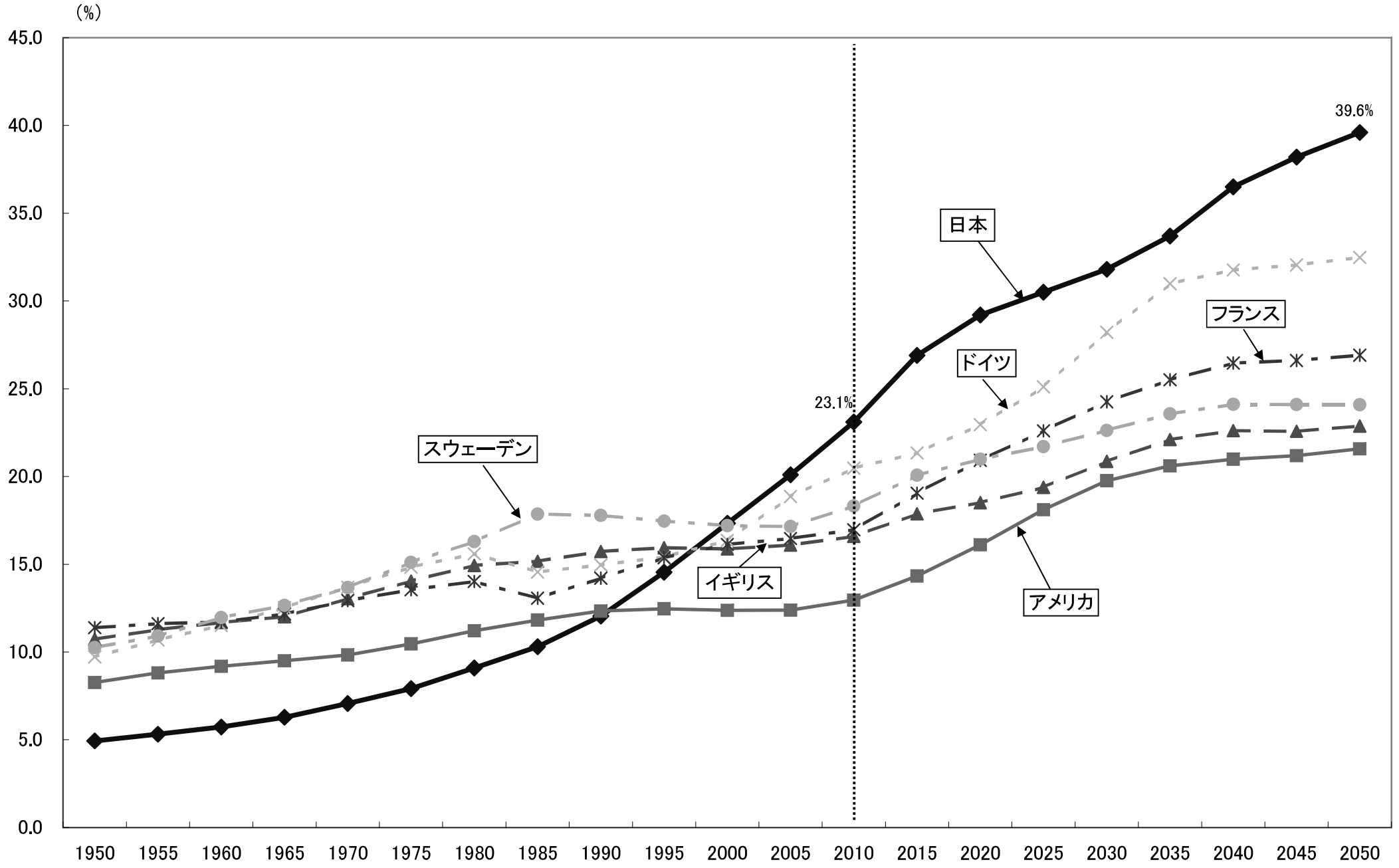
人口ピラミッドの変化



| | | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| 65歳以上人口割合 | 22.7% | 23.4% | 26.9% |
| (75歳以上人口割合) | (10.8%) | (11.6%) | (13.1%) |
| | | | 30.5% |
| | | | (18.2%) |

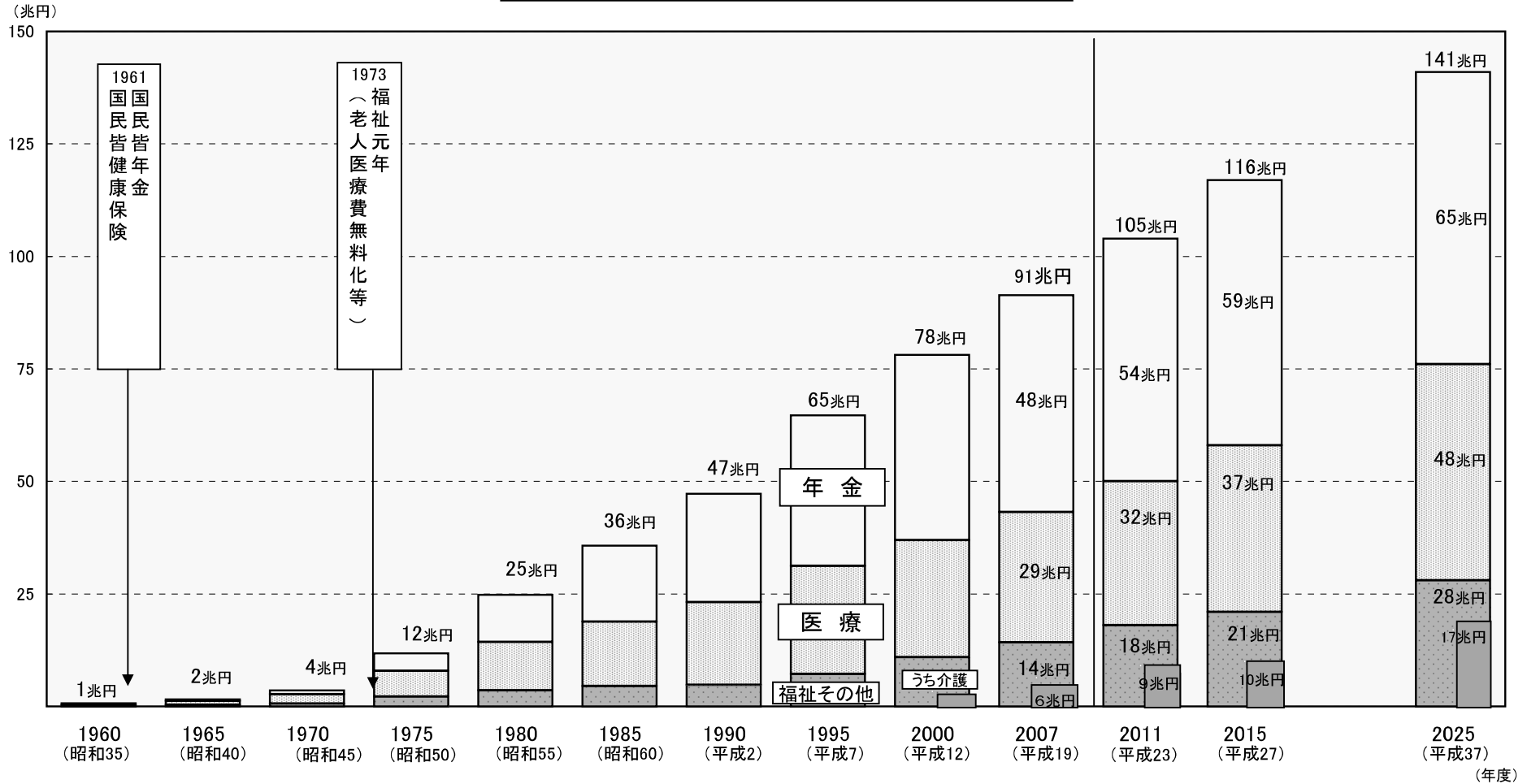
(注) 団塊の世代は1947～49年、第2次ベビーブーム世代は1971～1974年生まれ。
 (出所) 2009年は総務省「人口推計」、2011年、2015年及び2025年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口—平成18年中位推計—」(基準人口2005年)による。

主要国における65歳以上人口の対総人口比の推移



(出典) 日本については、総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」による。諸外国については、国際連合「World Population Prospects」による。

社会保障の給付と負担の推移



| | 1970 | 1980 | 1990 | 2000 | 2007 |
|------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 社会保障給付費(A) | 4兆円 | 25兆円 | 47兆円 | 78兆円 | 91兆円 |
| 国民所得(B) | 61兆円 | 204兆円 | 347兆円 | 372兆円 | 378兆円 |
| 国民所得比(A/B) | 5.8% | 12.2% | 13.6% | 21.0% | 24.2% |

| 2015 | (参考)2025 |
|-------|----------|
| 116兆円 | 141兆円 |
| 461兆円 | 540兆円 |
| 25.3% | 26.1% |

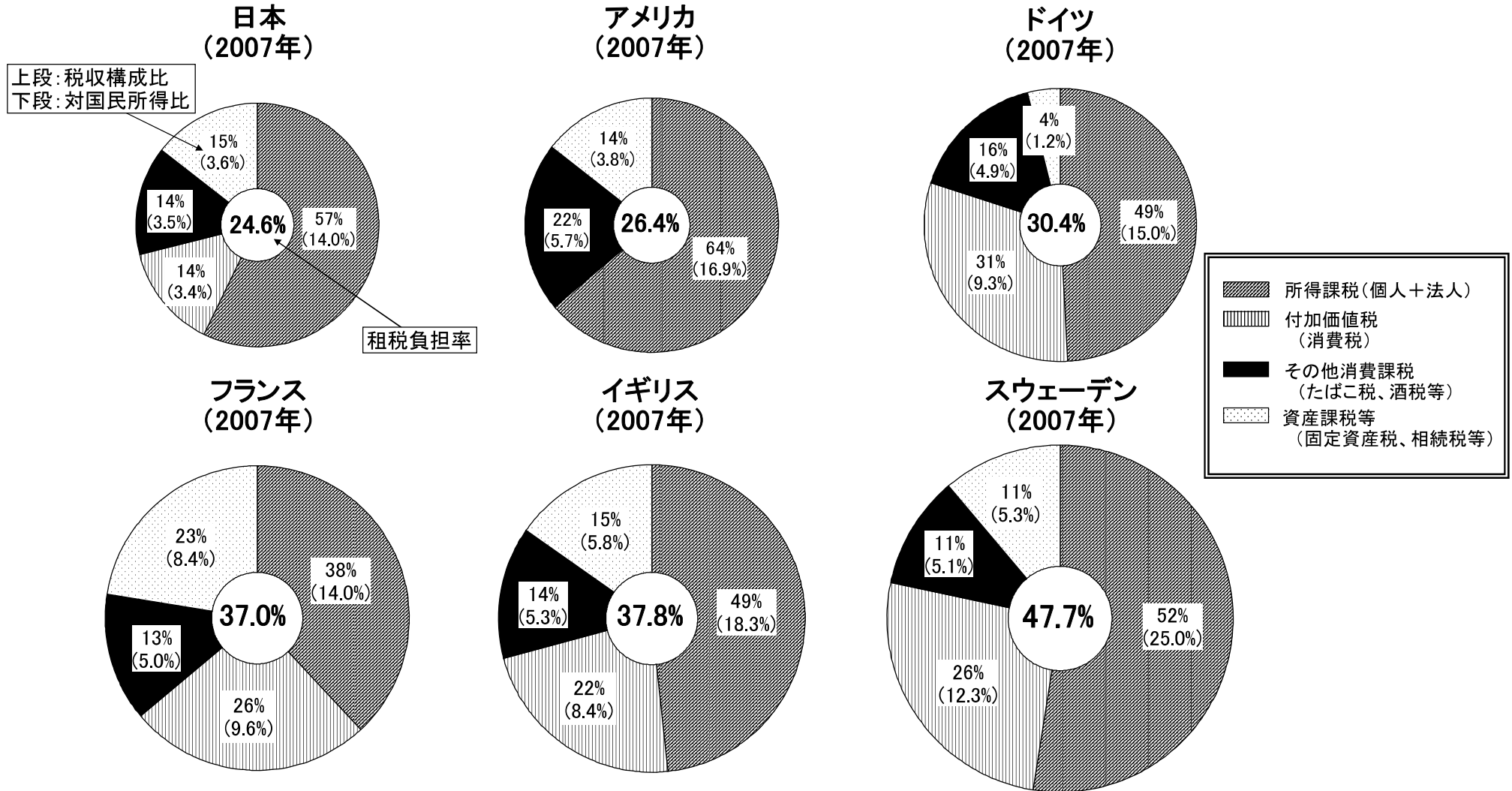
| 社会保障に係る負担 | 1970 | 1980 | 1990 | 2000 | 2007 |
|-----------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 保険料負担 | 3兆円 | 19兆円 | 40兆円 | 55兆円 | 57兆円 |
| 公費負担 | 1.6兆円 | 11.0兆円 | 16.1兆円 | 25.1兆円 | 31.0兆円 |
| 国 | 1.4兆円 | 9.8兆円 | 13.5兆円 | 19.7兆円 | 22.2兆円 |
| 地方 | 0.2兆円 | 1.2兆円 | 2.7兆円 | 5.4兆円 | 8.8兆円 |

| 114兆円 | 143兆円 |
|-------|-------|
| 73兆円 | |
| 41兆円 | — |

(注) 1. 社会保障給付費とは、公的な社会保障制度の給付総額を示すものである。
 2. 2007年度以前は「平成19年度 社会保障給付費」(平成21年10月 国立社会保障・人口問題研究所)、「国民経済計算」(内閣府)等、2011年度以降は「社会保障の給付と負担の見通し」(平成18年5月 厚生労働省)のA(並の経済成長)ケースによる。なお、B(低めの経済成長)ケースによると、2025年度の社会保障給付費は136兆円(国民所得比27.7%)と見通されている。

主要国における経済規模と税収(国税・地方税)の関係

- 日本の租税負担率(税収の対国民所得比)は主要国中最低。
- 日本の消費税収の全税収に占める比率は、付加価値税のないアメリカを除き、主要国中最低。

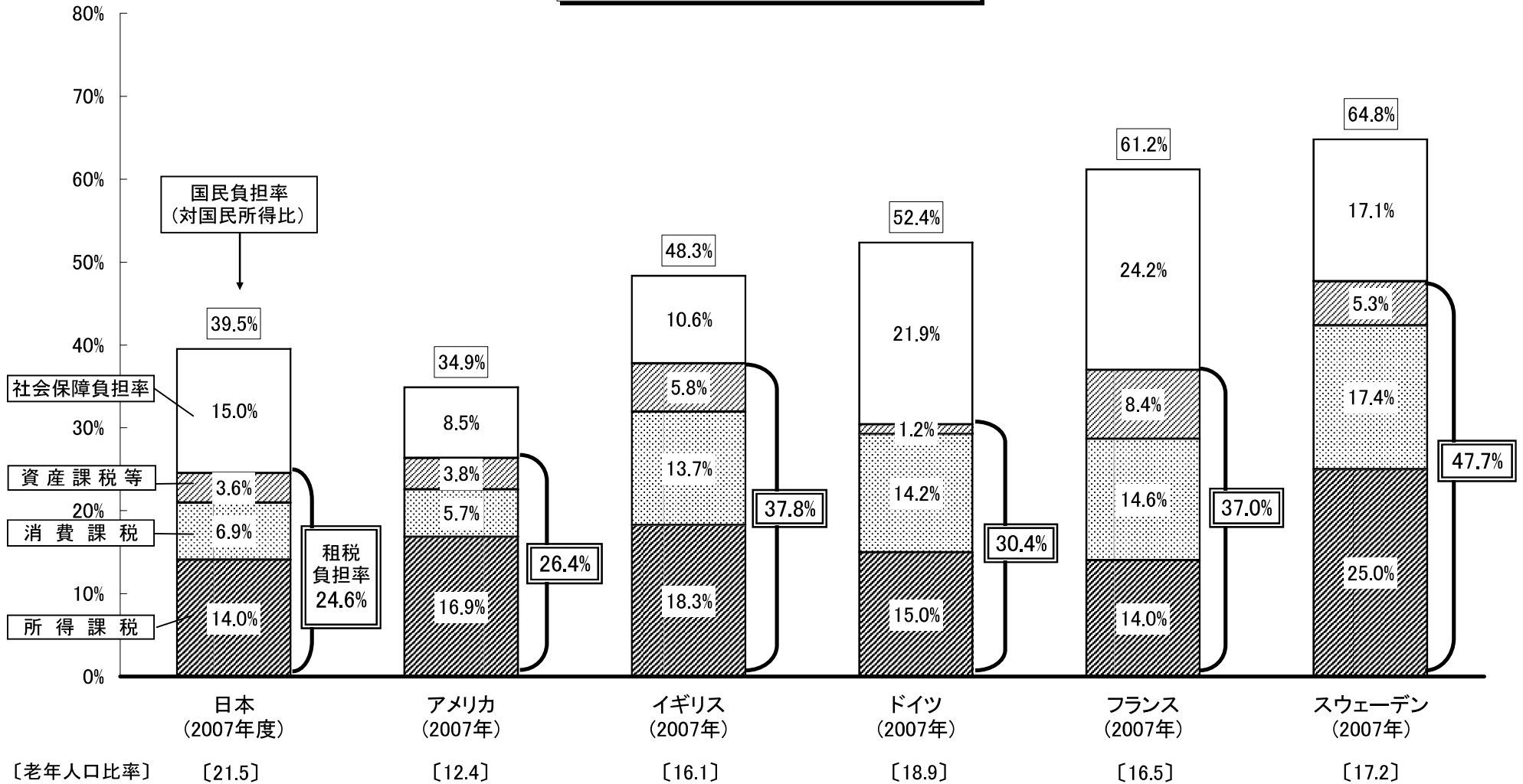


(注)1. 日本は平成19年度(2007年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2008"及び同 "National Accounts 1996-2007"等による。なお、日本の平成22年度(2010年度)予算ベースにおいては、租税負担率: 21.5%、税収構成比(括弧内は税収の対国民所得比)は所得課税: 49%(10.5%)、消費税: 17%(3.6%)、其他消費課税: 16%(3.5%)、資産課税等: 18%(3.9%)となっている。

2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

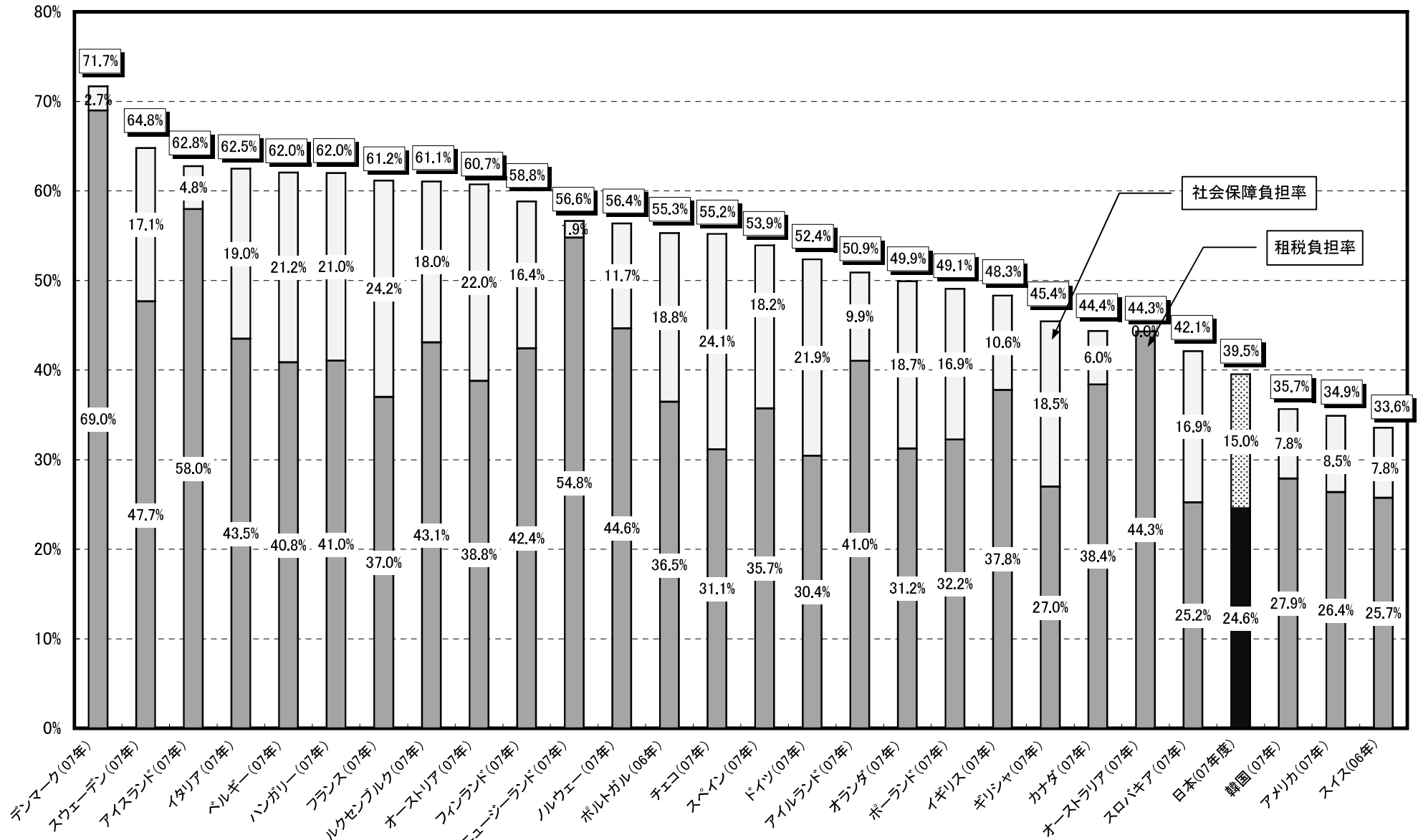
3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成19年度(2007年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2008" 及び同 "National Accounts 1996-2007" 等による。なお、日本の平成22年度(2010年度) 予算ベースでは、国民負担率:39.0%、租税負担率:21.5%、所得課税:10.5%、消費課税:7.1%、資産課税等:3.9%、社会保障負担率:17.5%となっている。
 2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税は個人所得課税及び法人所得課税の合計値であり、資産性所得に対する課税を含む。
 3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 4. 老年人口比率については、日本は2007年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database" による)である。なお、日本の2010年の推計値は23.1となっている。

OECD諸国の国民負担率(対国民所得比)



(注1) 国民負担率は、租税負担率と社会保障負担率の合計。

(注2) 各国07年(度)の数値。ただし、ポルトガル、スイスについては下記出典における最新の数値。なお、日本の平成22年度(2010年度)予算ベースでは、国民負担率:39.0%、租税負担率:21.5%、社会保障負担率:17.5%となっている。

(注3) トルコ及びメキシコについては、計数が足りず国民負担率が算出不能であるため掲載していない。

(出典) 日本:内閣府「国民経済計算」等、諸外国:OECD "National Accounts 1996-2007" 及び同 "Revenue Statistics 1965-2008"

これまでの政府税制調査会における議論
(平成19年11月 「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」)

5. 消費課税

③ 消費税と再分配

消費税については、所得に対して逆進的であるとの指摘がある。こうした指摘は十分念頭に置く必要があるが、あるべき再分配政策を考える上では、一税目の負担のみに着目するだけでは不十分であり、他税目や社会保険料を含む負担全体、更には社会保障給付等の受益全体をも考慮に入れなければならない。格差の広がり（「ジニ係数」の上昇など）が指摘される中、近年においても税と社会保障による再分配後の所得格差の状況に大きな変化は見られない。社会保障の受益は低所得者で大きく、社会保障が所得再分配に大きな役割を果たしているからである。したがって、社会保障の安定的な財源を確保することは、再分配政策上も大きな意義を有すると考えられる。消費税の社会保障財源としての位置付けをより明確にする場合には、受益と負担を通じた全体で所得再分配に寄与するという消費税の役割について、より積極的な意義付けが行われるべきである。

なお、長寿化、経済のストック化、働き方の多様化といった経済・社会の構造変化の中、「一時点の所得」の水準という一つの尺度からのみ担税力を評価することは必ずしも適当でなくなっている。例えば、かつての所得で蓄積したストックを取り崩して豊かな生活を享受している者と、現在は一定の所得があるものの将来の不確実性や老後生活に備えて質素に生活している者がいたとする。この場合、前者について、現時点の所得に対する消費税負担率が後者より高いからといって、経済力が乏しい者により重い負担を求めているという「逆進性」の弊があるとは必ずしも言えない。一方では、稼得された所得はいつかは消費されるとの考えに立てば、消費は「一時点の所得」よりも生涯を通じた経済力をより正確に反映していると考えられる。これに比例的に負担を求める消費税は、むしろ負担の公平に資するとの見方も可能である。

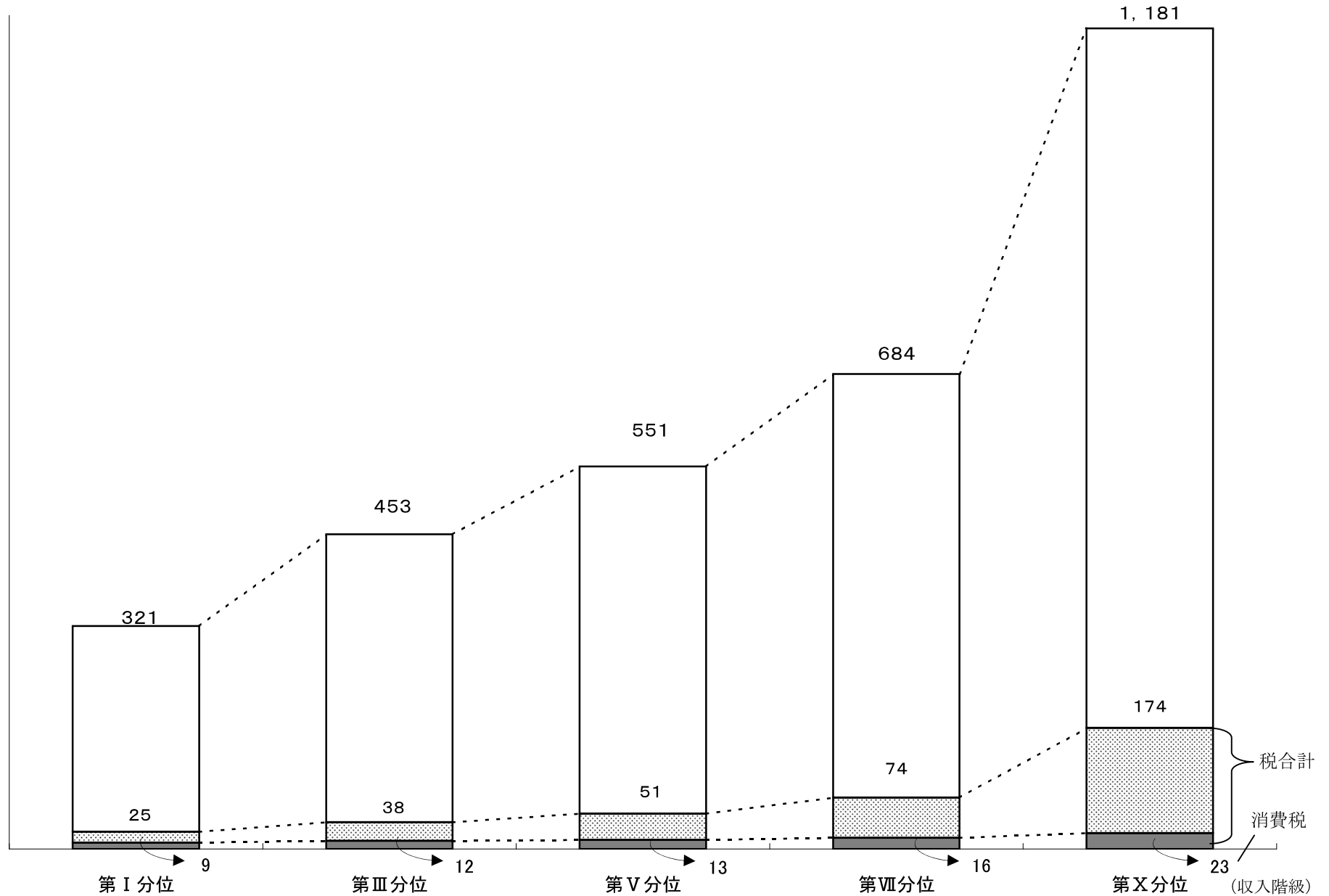
消費税を含む税体系の抜本的改革に際しては、このような観点を踏まえた上で、所得分配に与える影響に留意すべきである。所得再分配については、国民が広く公平に負担を分かち合うとの基本的考え方に立って、安易な歳出等を避けつつ、真に支援が必要な者にきめ細やかに社会政策的な配慮を行うこととすべきである。

いわゆる軽減税率は、ヨーロッパ諸国では食料品等に対して導入されているが、我が国の税率水準がヨーロッパ諸国と比べて低いことや高額所得者にもメリットが及ぶことを踏まえれば、再分配政策としての効果は乏しい。さらに、制度の簡素化、経済に対する中立性、事業者の事務負担、税務執行コストを考慮すれば、極力単一税率が望ましい。また、社会保障の安定的な財源として一定規模の税収の確保が求められる場合には、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことにも留意する必要がある。消費税の税率構造のあり方については、高い税率水準の下で複数税率を採用しているヨーロッパ諸国の実態も参考にしつつ、引き続き検討を深めるべきである。

収入階級別の実収入と税負担額(平成20年分)

(単位:万円)

実収入



(備考)総務省統計局「家計調査(勤労者世帯)」(平成20年)を基に推計。

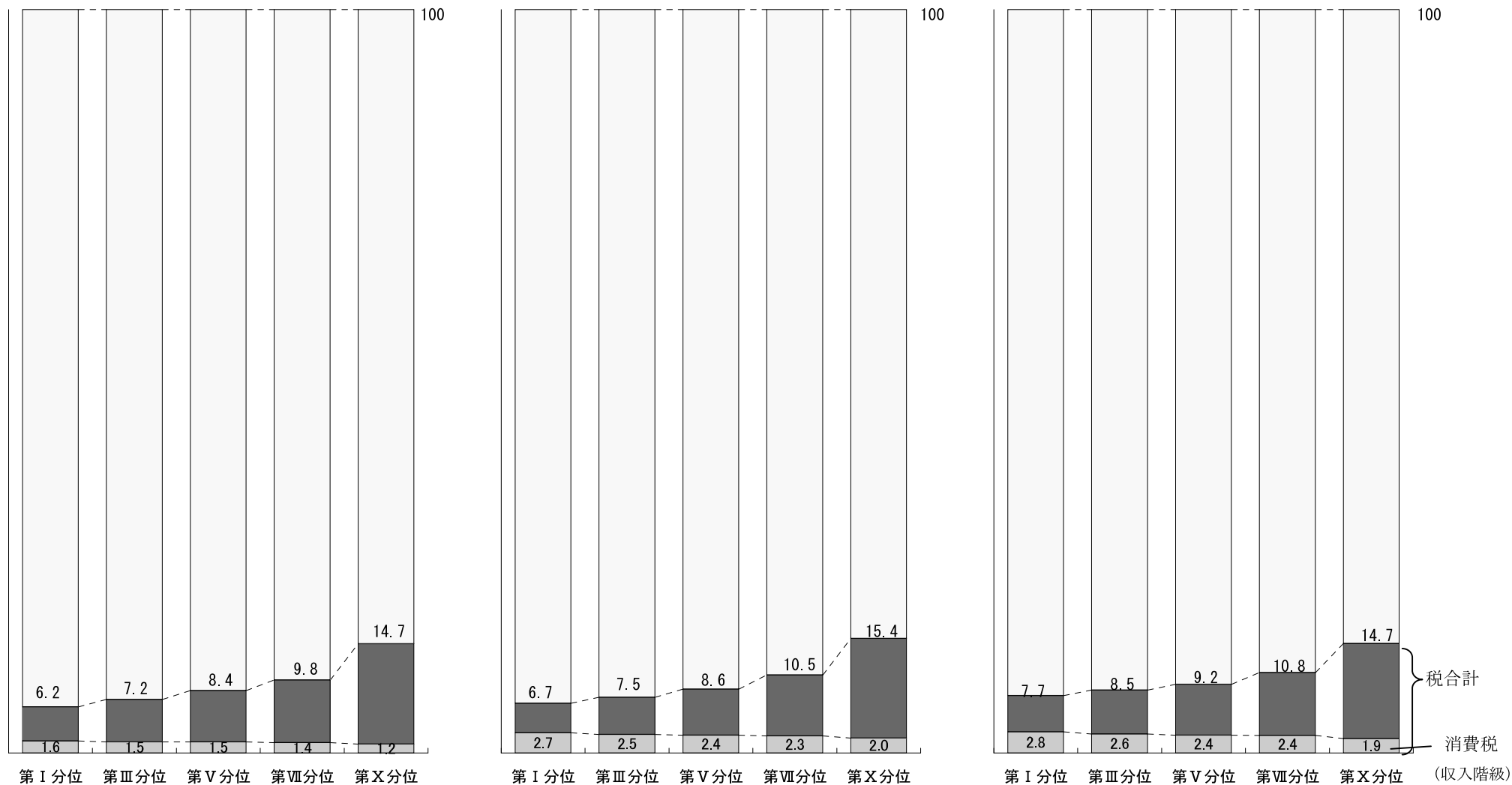
収入階級別の実収入に占める税負担割合

(単位：%)

平成8年分

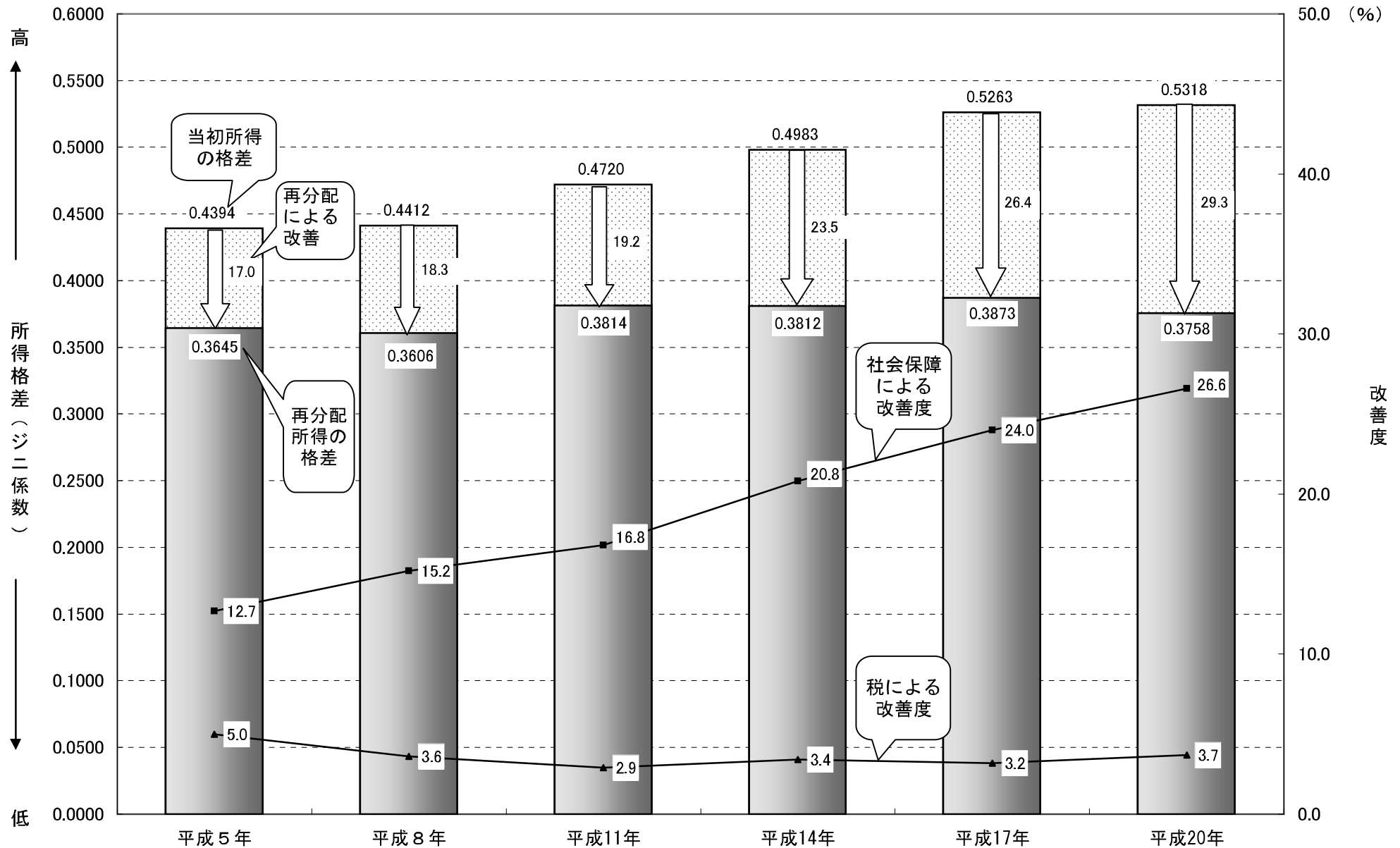
平成10年分

平成20年分



(備考) 総務省統計局「家計調査(勤労者世帯)」(平成8年・平成10年・平成20年)を基に推計。

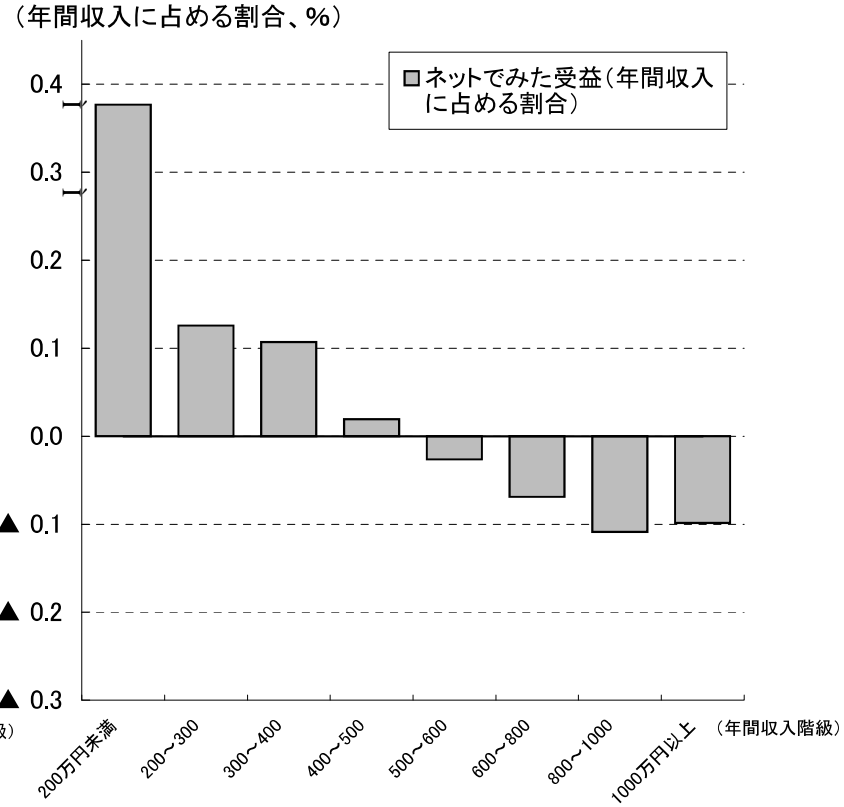
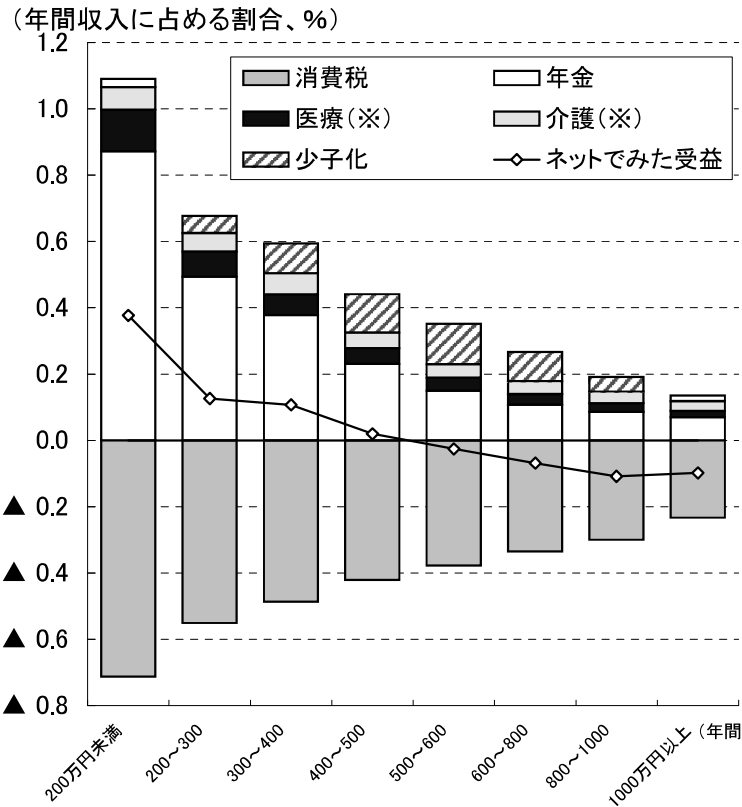
ジニ係数の推移、税・社会保障による改善度



(注) 平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。
 (出所) 厚生労働省「所得再分配調査報告書」

仮に社会保障1兆円分を消費税でまかなう場合、1世帯あたりの社会保障の受益と消費税の負担についての試算(粗い試算)
～社会保障目的の消費税増税により所得再分配は強化される～

○消費税負担の所得比は収入が低い世帯ほど大きい一方で、社会保障受益の所得比は収入が低い世帯ほど手厚い。
○ネットでみた受益は、所得の高い世帯には負担超となるが、所得の低い世帯では受益超となり、所得再分配機能が働いている。



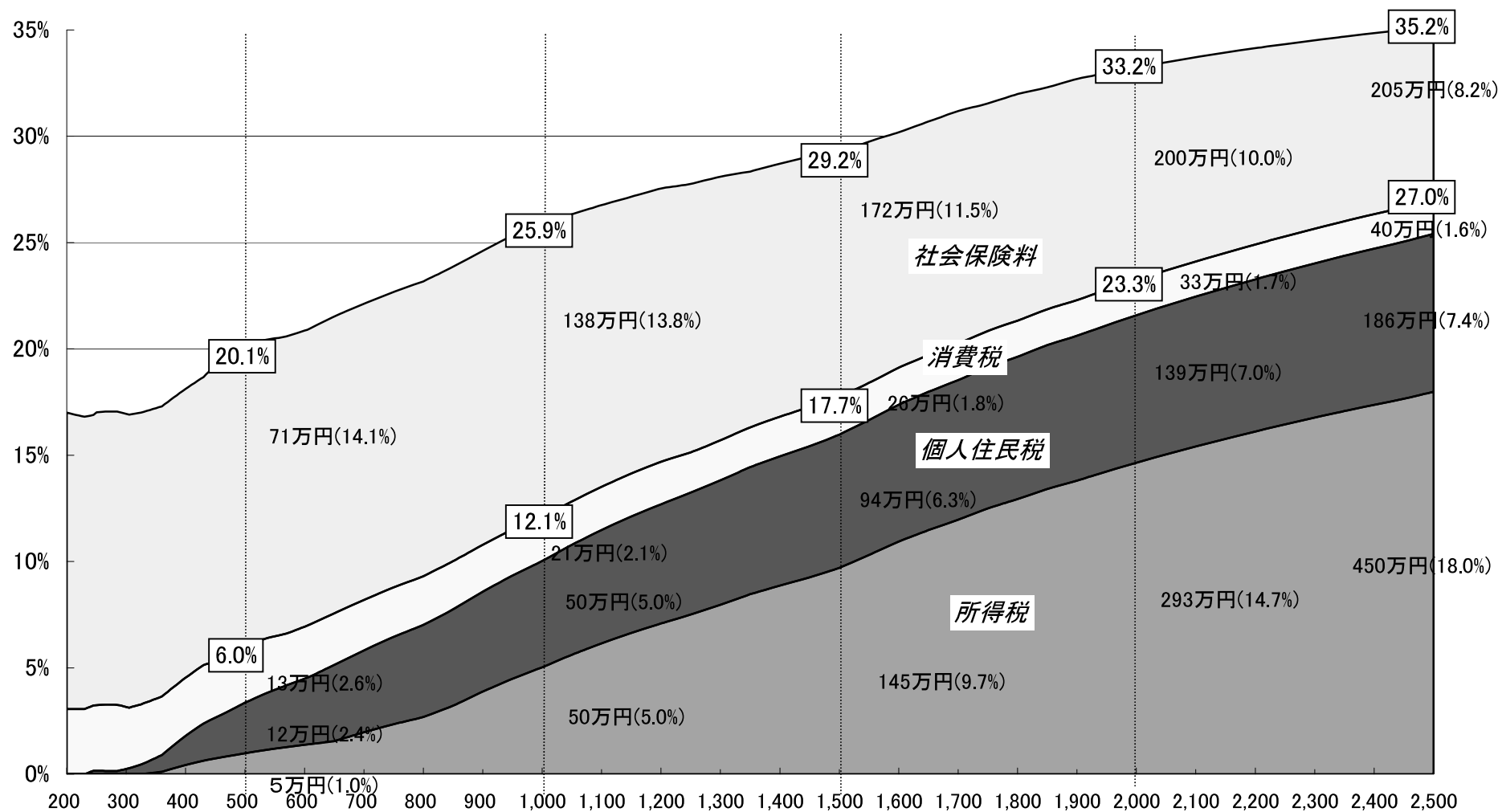
平均世帯人員数 (1.4) (1.7) (2.1) (2.5) (2.8) (3.1) (3.4) (3.6) 平均世帯人員数 (1.4) (1.7) (2.1) (2.5) (2.8) (3.1) (3.4) (3.6)

(注1) 1兆円の各社会保障への配分は、社会保障国民会議「社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)」における2015年度の各社会保障の公費負担の割合に従った(年金:約0.5兆円、医療:約0.1兆円、介護:約0.2兆円、少子化:約0.2兆円)。なお、現行制度の安定化1兆円分を消費税増税でまかなう場合には、制度の崩壊を防ぎ自己負担の引き上げがなくなる等の形で、将来時点で国民に還元される。
 (注2) 以下の項目について、年間収入階級別に各項目で示す指標に基づき比例配分。
 ①消費税:課税対象消費支出額、②年金:65歳以上人口、③医療:65歳以上・65歳未満の1人あたり医療費及びその人口、④介護:要介護認定者のいる世帯数、⑤少子化:子供の数
 (※) 本試算のベースとして用いた全国消費実態調査は、単身世帯に病院及び診療所の入院患者や介護施設の入所者等を含まない。このため、単身世帯の多い低収入階級では、医療の受益が過小(世帯人員の多い高収入階級に過大)となっている可能性あり。介護の受益についても、施設サービスを除く居宅サービス分(介護公費負担分の約54%)のみを計上しており、単身世帯の多い低収入階級で過小となっている可能性あり。
 (資料) 平成16年全国消費実態調査(総務省)、平成17年国勢調査(総務省)、他。

個人所得課税、社会保険料及び消費税を含めた実効負担

未定稿

(2010年4月現在)



(注1) 夫婦2人の民間給与所得者で、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして試算している。

(注2) 個人所得課税(所得税・個人住民税)は、税源移譲(19年(度)から実施)後の実効税率である。

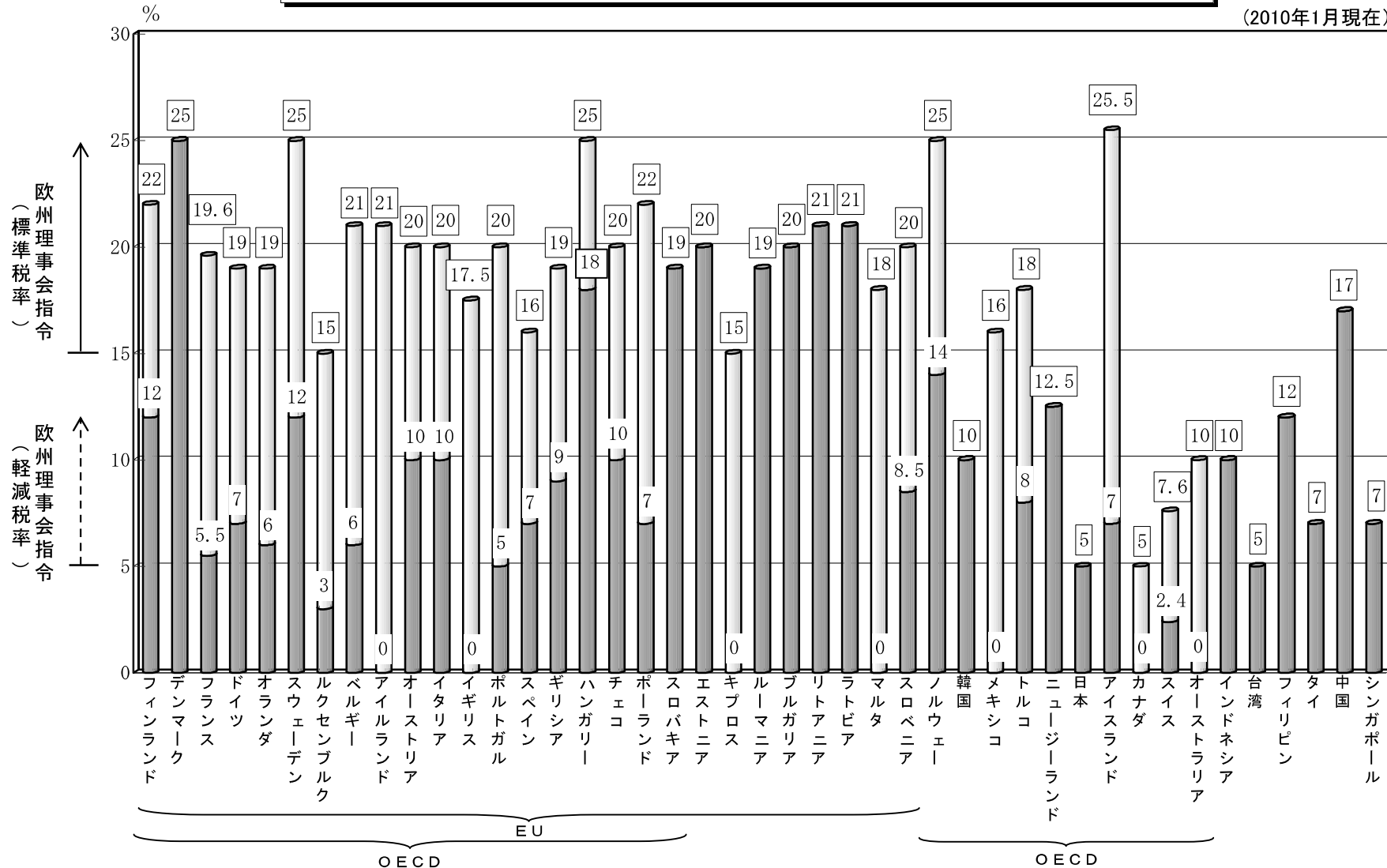
(注3) 社会保険料については、全国健康保険協会管掌健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険について試算している。また、ボーナスを給与4ヶ月分(年2回支給)として仮定している。

(注4) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入-個人所得課税-社会保険料)に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合(二人以上勤労者世帯)を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。

給与収入(万円)

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較(未定稿)

(2010年1月現在)



- (備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。(例: オンタリオ州 8%)
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例: ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)
 4. 上記中、■ が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合がある。
 5. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

(出所) IBFD“European Taxation Database”、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

主要国の付加価値税の税率構造等（未定稿）

（2010年1月現在）

| 区分 | | 日本 | EC指令 | イギリス | フランス | ドイツ | スウェーデン |
|-----|------|--------------------------------|--|--|--|--------------------------------------|---|
| 施行 | | 1989年 | 1977年 | 1973年 | 1968年 | 1968年 | 1969年 |
| 非課税 | | 土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等 | 土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等 | 土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等 | 不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等 | 不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等 | 不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等 |
| 税率 | 標準税率 | 5% （地方消費税を含む） | 15%以上 | 17.5% | 19.6% | 19% | 25% |
| | ゼロ税率 | なし | ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている | 食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等 | なし | なし | 医薬品（医療機関による処方）等 |
| | 輸出免税 | 輸出及び輸出類似取引 | 輸出及び輸出類似取引 | 輸出及び輸出類似取引 | 輸出及び輸出類似取引 | 輸出及び輸出類似取引 | 輸出及び輸出類似取引 |
| | 軽減税率 | なし | 食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 5%以上（2段階まで設定可能） | 家庭用燃料及び電力等 5% | 食料品、書籍、旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1% | 食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等 7% | 食料品、宿泊施設の利用等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6% |
| | 割増税率 | なし | 割増税率は否定する考え方を採っている | なし | なし | なし | なし |